

横断的事項について③（情報公表制度、地域区分） 《論点等》

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

横断的事項の論点

論点 1 情報公表制度について

論点 2 地域区分について

【論点1】情報公表制度について

現状・課題

- 障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者の良質なサービスの選択に資すること等を目的として①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表するものとして、平成30年度に創設された。
- 一方、現状において、公表済み事業所は約8割程度（※）に留まっている状況であり、障害者部会報告書においても、「利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事等への報告・公表をさらに促進する方法について検討すること」が記載されている。

（※）参考 障害福祉サービス等情報公表制度における公表率の推移（各年度3月末時点）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
70.1%	76.0%	81.2%	82.6%	83.6%

- また、事業所情報のうち、財務状況の公表が低調（全事業所の4割程度）となっており、財務状況の公表を徹底することや、医療、介護分野と同様に、経営情報のデータベース化の検討を速やかに進め、必要な措置を講じるべき、ということが指摘されている。

検討の方向性

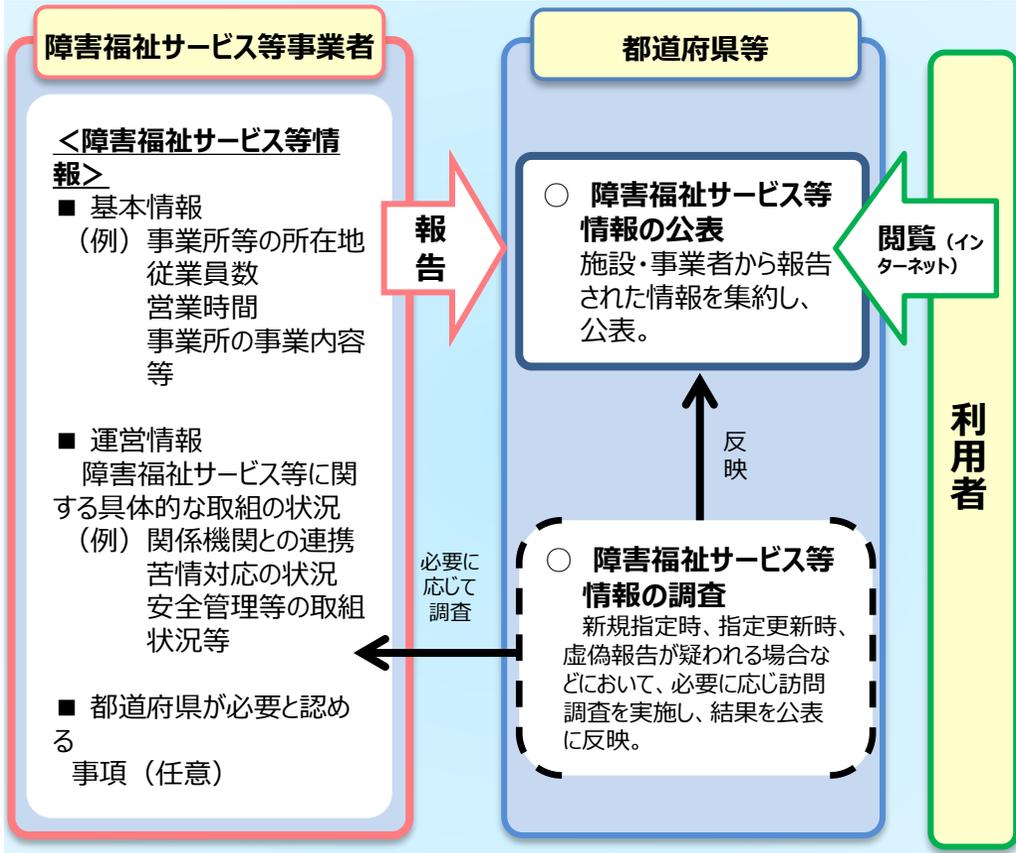
- 情報公表制度は、施行から一定期間経過していることや、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点からも、障害福祉サービス等情報公表システム上、未公表となっている事業所への報酬による対応を検討してはどうか。
※ 一部の情報が未公表となっている事業所に対しては、一定の猶予期間を設けた上で報酬による対応等を行うこともあわせて検討してはどうか。
- また、指定の更新の際に指定権者が事業所情報の公表の有無を確実に確認し、都道府県知事等への報告・公表ができない特段の理由がある場合を除き、指定更新の条件とすることを検討してはどうか。

障害福祉サービス等情報公表制度の概要 (論点1 参考資料①)

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。(平成30年4月施行)。

【制度概要】



【H P画面】

障害福祉サービス等情報検索

お知らせ
[4/30.9.28更新] 障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用を開始しました。(本サイトの運用開始に伴い、旧サイト「[障害福祉サービス事業所情報](#)」の運用は終了し、平成30年12月末に閉鎖を予定しています。)
・地図の位置情報につきましては、反映されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業所情報の新着情報はここに

地域から探す (都道府県名をクリック)

北海道
青森
秋田
岩手
宮城
山形
福島
新潟
長野
群馬
栃木
茨城
石川
福井
山梨
山梨
埼玉
千葉
東京都
神奈川
新潟
富山
石川
福井
山梨
山梨
埼玉
千葉
東京都
神奈川
新潟
富山
石川
福井
山梨
山梨
埼玉
千葉
東京都
神奈川

住所から探す
例: 東京都港区
検索

法人名から探す
例: 社会福祉法人〇〇
検索

事業所名から探す
例: 〇〇ホーム
検索

【事業所詳細情報】

事業所名: ●●●●●●●●●●

住所: 東京都港区●●●●●●●●●●

定休日: ●●●●●●●●●●

電話: 03-1234-5678

FAX: 03-1234-9999

サービスを提供する地域: ●●●●●●●●●●

自治体名: 東京都

事業所番号: 1234567890

主たる従たる事業所: 従たる事業所ありません

事業所詳細情報

法人名 事業所等 従業員数 サービス内容 利用料等 事業所運営

2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 市区町村(指定都市、中核市を除く)分の指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

※2 中核市分の指定障害児入所施設等業者の情報については、都道府県が公表を行う。

ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	○
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービス除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定めている。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
 - 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
 - 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の情報。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等を運営する法人等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスを提供する事業所等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等 ○ サービスに従事する従業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等 ○ サービスの内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等 ○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の権利擁護の取組 ○ サービスの質の確保の取組 ○ 相談・苦情等への対応 ○ サービスの評価、改善等の取組 ○ 外部の者等との連携 ○ 適切な事業運営・管理の体制 ○ 安全・衛生管理等の体制 ○ 情報の管理、個人情報保護等の取組 ○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする時、毎年度各都道府県等が定める時点において、当該サービスを提供する事業所の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告する。

(2) 報告方法

- ・ 事業者は、原則、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」(独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WA MNET))上において、障害福祉サービス等情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告する。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、原則、報告から2カ月以内に公表する。

(2) 公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」上で受理・確認し、公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

医療法人等の経営状況の「見える化」①（現状の問題点）

- **社会福祉法人**については、社会福祉法により計算書類等の届出・公表が義務化されていることに加え、99%の法人がWAM NET（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）へのアップロードによる情報公開を行っているため、個別の法人についてのデータをインターネットで閲覧・ダウンロード可能であるほか、**法人全体（約2万法人）の分析・集計も公表しているため**、政策目的等での活用が可能となっている。
- **医療法人**については、**事業報告書・損益計算書等の届出を義務化し**、G-MIS（医療機関等情報支援システム）へのアップロードによる届出も可能としているが、当該損益計算書からは**法人全体の事業収益・費用等しか把握できない**。
- **障害福祉サービス等事業者**は、法令上、財務書類の報告・公表が義務化されているにもかかわらず、「障害福祉サービス等情報検索」での財務状況の公表が低調となっている。
- さらに、**介護保険法等**では、介護サービス事業者による財務書類の報告・公表が義務化されていない。

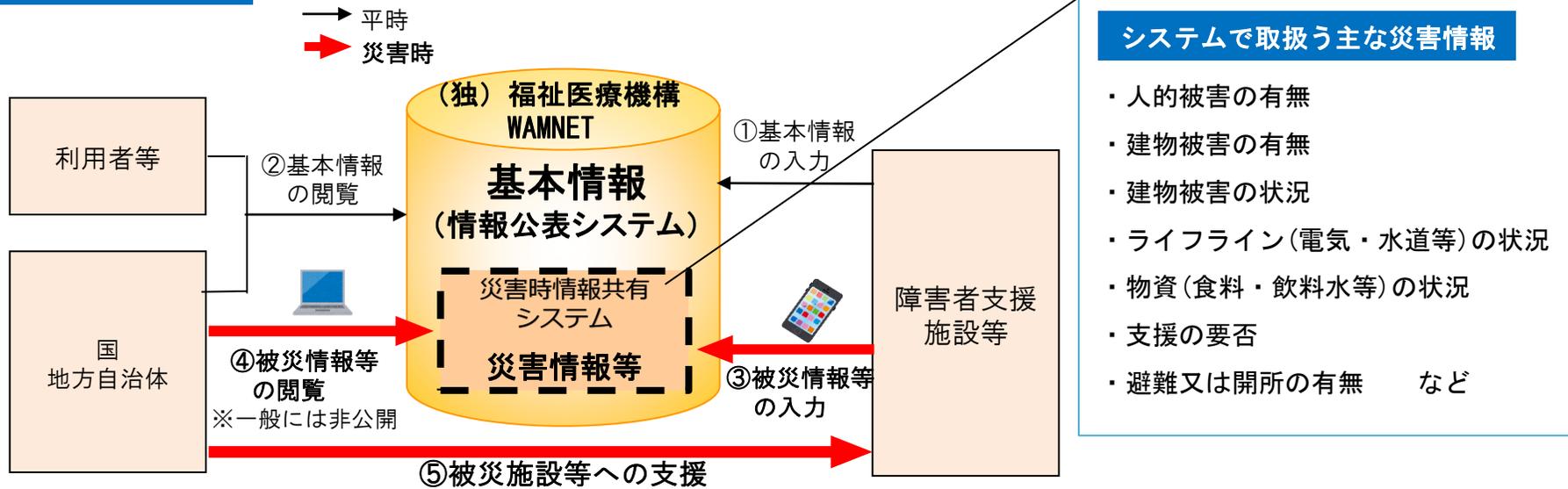
◆財務データの法制上の取扱い

	社会福祉法人 (社会福祉法)	医療法人 (医療法)	障害福祉サービス事業者 (障害者総合支援法)	介護サービス事業者 (介護保険法)
届出・ 報告義務	収支計算書等の計算書類等について、所轄庁への届出義務（59条）	事業報告書・損益計算書等について、都道府県への届出義務（52条①）	公表対象のサービス等情報について、都道府県への報告義務（76条の3①）	介護サービス情報について、都道府県への報告義務（115条の35①）
公表義務	収支計算書等の計算書類等について、全ての法人において公表義務（59条の2）	事業報告書・損益計算書等について、規模の大きい法人において公告義務（51条の3②） それ以外の法人は備え付けの上、求められれば閲覧に供する義務（51条の4①）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（76条の3②）	都道府県は、報告を受けた後、報告内容を公表する義務（115条の35②）
公表対象	計算書類、財産目録等（59条）	事業報告書・損益計算書等（51条・52条）	事業所等の財務状況（施行規則別表一）	— （財務状況に係る規定なし）
届出後の 取扱い	都道府県知事は所轄庁から提供を受けた計算書類等を厚生労働大臣に報告（59条の2②③） 厚生労働省は、データベースの整備を図りインターネット等の利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施（59条の2⑤）	一般の方から請求があった場合、都道府県は閲覧に供する義務（52条②）	障害福祉サービス等情報検索では、事業所等の直近年度の決算資料が公表されるが、実際に公表されている事業所等は限定的（ <u>全事業所等の4割程度</u> ）。	報告・公表内容 【基本的な項目】 事業所の名称、所在地等、従業員に関するもの、提供サービスの内容、利用料等、法人情報 等 【事業所運営にかかる各種取組】 利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応、外部機関等との連携、事業運営・管理の体制 等
インターネット の活用	公表・届出については、WAM NETへのアップロードをもって、実施したと見なされる。	G-MISへのアップロードにより届出が可能		

事業概要

障害者支援施設等に係る災害時情報共有システムの活用により、災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげる。

システムイメージ



システム化によるメリット

- **被災施設等への支援の迅速化**
※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- **自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化**
※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

【論点2】地域区分について

現状・課題

- 障害福祉サービス等報酬においては、地域ごとの人件費の差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たりの単価を定めている。
- この地域区分は、原則として、公務員の地域手当（※）の区分に準拠して設定している。その上で、平成30年度報酬改定以降は、原則、介護の地域区分に合わせつつ、障害分野については以下の対応を行っている。
（※）地域手当の区分については、平成27年度に見直しが行われており、次回は令和7年度に見直しが行われる予定。
- 介護報酬においては、令和6年度報酬改定に向けて、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体を対象として、令和3年度報酬改定において採用された特例を継続しつつ、新たな複数隣接ルール等の特例を設ける対応案が示されている。（論点2 参考資料⑨～⑪参照）
- 障害福祉サービス等報酬においては、平成30年度改定時に、報酬単価の大幅な変動を緩和する観点から、自治体の意向を聴取し、見直し前の区分を設定可能とする経過措置を設け、令和5年度末まで延長している。

さらに、令和3年度報酬改定では、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、以下の特例を設けたところ。

（特例の内容）

以下①または②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

- ① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合
- ② 公務員の地域手当の設定がない（0%）地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

【論点2】地域区分について

現状・課題（続き）

- 一方で、平成30年度及び令和3年度改定時に、従前の地域区分より引き下がった一部の自治体から、隣接地域とのバランスを踏まえ、従前の地域区分を適用したい旨の要望が出ている。

検討の方向性

- 障害福祉サービス等報酬における地域区分については、平成30年度以降、介護報酬の地域区分と同じ区分としていることから、介護報酬における令和6年度報酬改定の内容を含め、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを検討してはどうか。
- 平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和8年度末まで延長することを検討してはどうか。
- また、これまでの障害福祉サービス等の実施状況を踏まえて、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体に対しても改めて意向を確認した上で、従前の区分を選択できるようにすることを検討してはどうか（令和8年度末までの適用）。

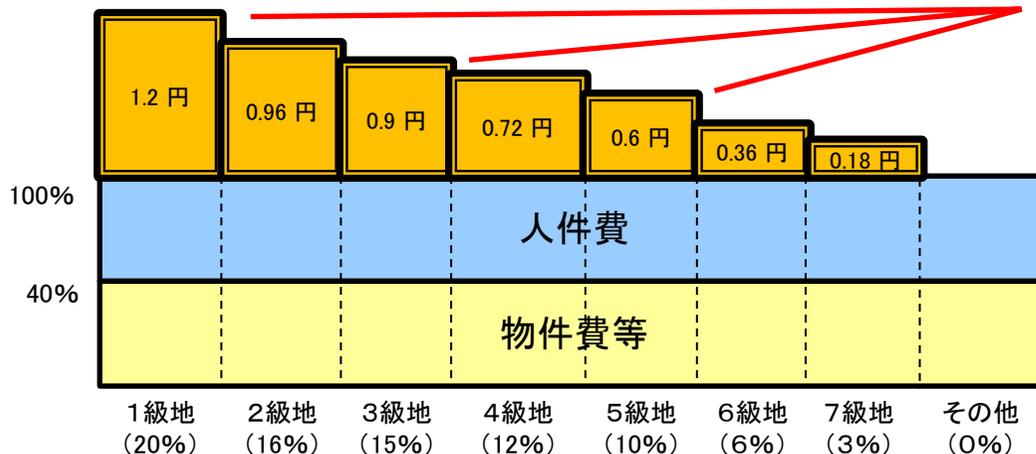
1. 基本的考え方

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増している。
- 当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本とするとともに、国家公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域手当を設定していたが、平成30年度以降は、介護保険サービスと同様の地域区分を設定している。 ※ 一部地域においては、経過措置あり。

2. 障害福祉サービスの費用(報酬)単価の割増し

- 報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。
- 地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分
1級地(20%)、2級地(16%)、3級地(15%)、4級地(12%)、5級地(10%)、6級地(6%)、7級地(3%)、その他(0%)

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例：特別区の場合

1単位の単価＝10円＋(10円×地域別上乗せ割合×サービス別人件費割合)

$$= 10円 + (10円 \times 20\% \times 60\%) \rightarrow 11.20円$$

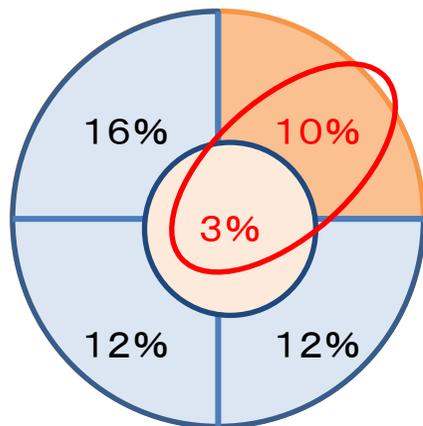
地域区分の設定方法について（令和3年度報酬改定）（論点2 参考資料②）

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

【特例】 ①又は②の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

- ① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

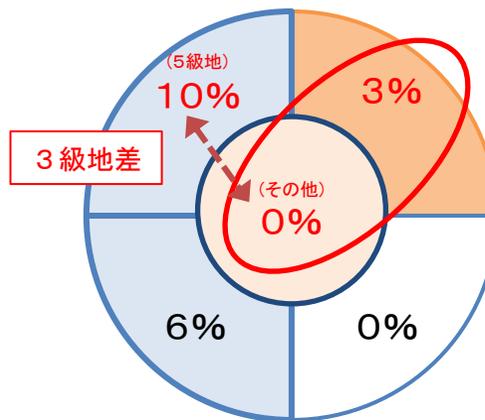
【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

→ 3%を選択可

現在の地域区分の適用地域 (障害者サービス) ※経過措置適用地域以外

現在の障害者サービスの地域区分

地域区分 (上乗せ割合)	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)								
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 芦屋市	埼玉県 さいたま市 千葉県 志木市 東京都 船橋市 習志野市 浦安市 青梅市 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 海老名市 愛知県 刈谷市 豊田市 大阪府 横須賀市 豊中市 池田市 吹田市 大和町 寝屋川市 箕面市 兵庫県 寒川町 愛知県 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市	茨城県 水戸市 日立市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市 神奈川県 横須賀市 小田原市 茅ヶ崎市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛知県 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市	大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪府 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町	千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 東京都 武蔵村山市 瑞穂町 檜原村 奥多摩町 三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 岡崎市 瀬戸市 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大治町 蟹江町 飛鳥村	三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町	奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 福岡県 大野城市 福津市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かずみがうら市 つくばみらい市 小美玉市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 埴町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町	千葉県 東金市 君津市 富津市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 山北町 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市	静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 知多市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村	三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 京都市 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 丹波篠山市 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 高浜市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町	奈良県 広陵町 河合町 岡山市 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 長崎県 長崎市	1級地から 7級地以外 の地域
地域数	23	6	25	22	47	131	164	1,273								

現在の地域区分の適用地域（障害者サービス） ※経過措置適用地域

地域区分 (上乗せ割合)	現在の障害者サービスの地域区分(経過措置適用地域)						
	3級地 (15%) (本来の級地)	4級地 (12%) (本来の級地)	5級地 (10%) (本来の級地)	6級地 (6%) (本来の級地)	7級地 (3%) (本来の級地)	その他 (0%) (本来の級地)	
地域	埼玉県 和光市 (4級地) 千葉県 成田市 (4級地) 印西市 (5級地) 東京都 福生市 (5級地)	千葉県 袖ヶ浦市 (6級地) 兵庫県 西宮市 (3級地) 宝塚市 (3級地)	茨城県 土浦市 (6級地) 石岡市 (その他) 埼玉県 朝霞市 (4級地) 東京都 羽村市 (6級地)	茨城県 龍ヶ崎市 (5級地) 千葉県 木更津市 (7級地) 愛知県 大府市 (7級地) 尾張旭市 (7級地) 滋賀県 栗東市 (5級地)	茨城県 桜川市 (その他) 東海村 (その他) 埼玉県 嵐山町 (その他) ときがわ町 (その他) 長野県 上田市 (その他) 岡谷市 (その他) 飯田市 (その他) 諏訪市 (その他) 伊那市 (その他) 下諏訪町 (その他) 岐阜県 高山市 (その他) 関市 (その他) 美濃加茂市 (その他) 岐南町 (その他) 笠松町 (その他) 静岡県 湖西市 (その他) 滋賀県 米原市 (その他) 多賀町 (その他) 京都府 井手町 (その他)	兵庫県 小野市 (その他) 加西市 (その他) 加東市 (その他) 和歌山県 和歌山市 (6級地) 橋本市 (6級地) 紀の川市 (その他) 岩出市 (その他) かつらぎ町 (その他) 広島県 熊野町 (その他) 福岡県 太宰府市 (6級地) 糸島市 (6級地) 那珂川市 (6級地) 粕屋町 (6級地)	長野県 塩尻市 (7級地) 福岡県 古賀市 (7級地)
地域数	4	3	4	5	32	2	

現在の地域区分の適用地域 (障害児サービス) ※経過措置適用地域以外

現在の障害児サービスの地域区分

地域区分 (上乗せ割合)	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)						
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 埼玉市 千葉県 船橋市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 海老名市 愛知県 刈谷市 豊田市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市 愛知県 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 四街道市 栄町 東京都 あきる野市 日の出町 神奈川県 狭山市 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 四街道市 栄町 東京都 あきる野市 日の出町 神奈川県 狭山市 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 埼玉県 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 東京都 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町	東京都 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 檜原村 奥多摩町 神奈川県 三浦市 秦野市 葉山町 大磯町 二宮町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 瀬戸市 春日井市 津島市 碧南市 安城市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 清須市 北名古屋 河南町 あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大治町 蟹江町 飛鳥村 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市	京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河内町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かずみがうら市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 宇陀市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 蒲郡市 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 長柄町 長南町 神奈川 山北町 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 伊勢崎市 宇陀市 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 蒲郡市 大山市 常滑市 江南市 小牧市 小牧市 知多市 尾張旭市 岡山市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 東栄町 徳島市	三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 河内長野市 日野町 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 管磓村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市	香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 長崎県 長崎市	1級地から 7級地以外 の地域
地域数	23	6	27	23	47	132	153	1,298						

現在の地域区分の適用地域（障害児サービス） ※経過措置適用地域

現在の障害児サービスの地域区分(経過措置適用地域)

地域区分 (上乗せ割合)	2級地 (16%) (本来の級地)	3級地 (15%) (本来の級地)	4級地 (12%) (本来の級地)	5級地 (10%) (本来の級地)	6級地 (6%) (本来の級地)	7級地 (3%) (本来の級地)	その他 (0%) (本来の級地)
地域	千葉県 袖ヶ浦市 (6級地) 印西市 (5級地)	埼玉県 和光市 (4級地) 千葉県 成田市 (4級地) 東京都 福生市 (5級地)	埼玉県 東松山市 (6級地) 千葉県 八千代市 (5級地)	茨城県 土浦市 (6級地) 埼玉県 富士見市 (6級地) 三芳町 (6級地) 愛知県 西尾市 (6級地)	長野県 塩尻市 (7級地) 愛知県 豊川市 (7級地) 大府市 (7級地) 滋賀県 栗東市 (5級地)	長野県 諏訪市 (その他) 伊那市 (その他) 岐阜県 美濃加茂市 (その他) 広島県 三原市 (その他) 福岡県 那珂川市 (6級地)	千葉県 我孫子市 (6級地) 山武市 (7級地) 大網白里市 (7級地) 静岡県 裾野市 (7級地) 函南町 (7級地) 清水町 (7級地) 長泉町 (7級地) 愛知県 新城市 (7級地) 兵庫県 高砂市 (7級地) 稲美町 (7級地) 播磨町 (7級地) 福岡県 古賀市 (7級地)
地域数	2	3	2	4	4	5	12

地域区分と1単位あたりの単価（障害者サービス） （論点2 参考資料⑦）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

地域区分と1単位あたりの単価（障害児サービス）

（論点2 参考資料⑧）

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円										
	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合		11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	居宅訪問型児童発達支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
保育所等訪問支援		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円				
障害児入所支援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10円	
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
		自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円		
		盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合		11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
				当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円	
	当該施設が単独施設の場合		11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円			
			併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円			
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円									
肢体不自由児の場合		10円											
重症心身障害児の場合		10円											
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円				

【原則】公務員(国家・地方)の地域手当の設定に準拠

【特例】(1) 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げを認める。

① 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合

② 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
・引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く

③ 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引き下げの場合を除く)の場合
・引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く

(2) 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合
・引き上げ又は引き下げ幅は、4級地差になるまでの範囲

※ 平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とする経過措置を認めた。引き続き、令和8年度末まで経過措置を認める。

※ 各報酬改定時には、当該年度の特例に該当する自治体の意向を確認し、適用級地の変更を行っている。なお、一度適用された級地は、経過措置の場合を除き、引き続き適用されている。

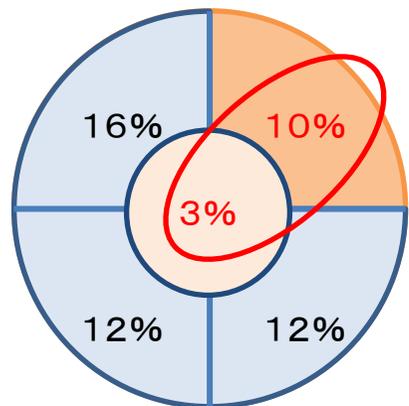
※ 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。(①のみ)

※ 広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認める。

< 現行の特例(継続) >

【特例(1)①(完全囲まれルール)の例】

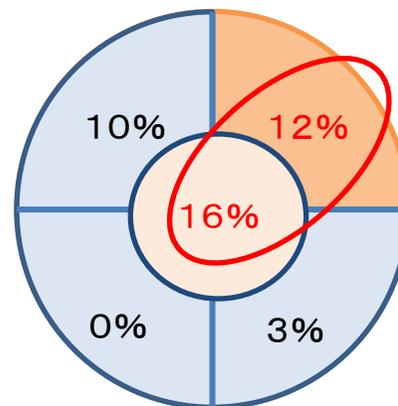
(引き上げの場合)



○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(6%又は10%を選択可)

(引き下げの場合)

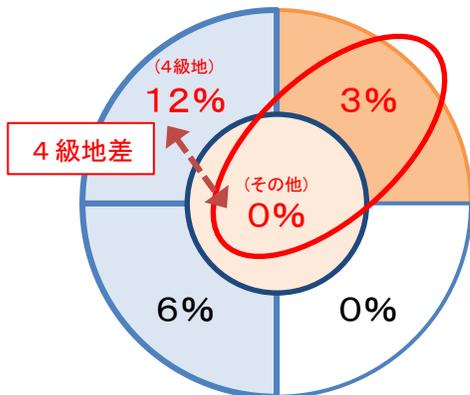


○低い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒隣接地域の地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(15%又は12%を選択可)

【特例(1)②(4級地差ルール)の例】

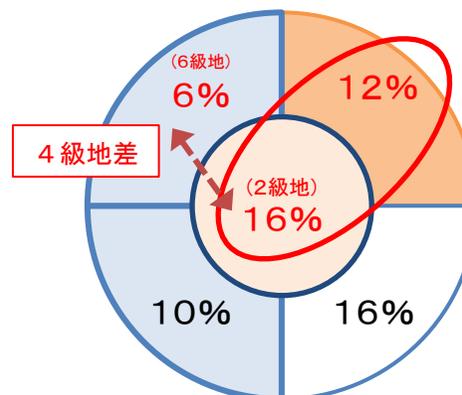
(引き上げの場合)



○その他(0%)地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(3%を選択可)

(引き下げの場合)



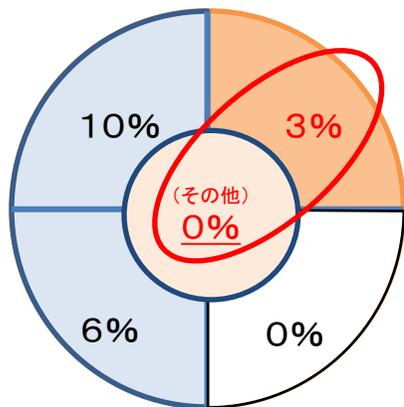
○低い地域区分の地域と複数隣接し、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(15%又は12%を選択可)

< 新設の特例(案) >

【特例(1)③(複数隣接ルール)の例】(新規)

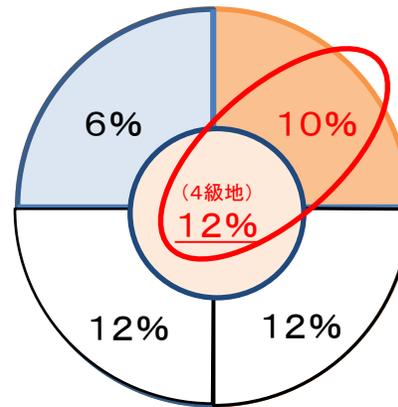
(引き上げの場合)



○その他(0%)の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分(0%)とは単一の隣接となっている場合

⇒隣接地域の高い地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能
(3%を選択可)

(引き下げの場合)

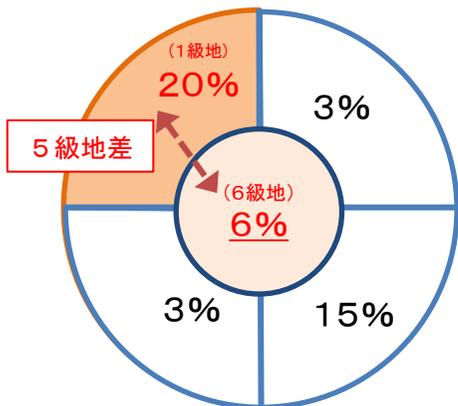


○低い地域区分の地域と隣接している場合(高い区分とは接していない)

⇒隣接地域の低い地域区分のうち、一番高い区分までの範囲で選択可能
(10%を選択可)

【特例(2)(5級地差ルール)の例】(新規)

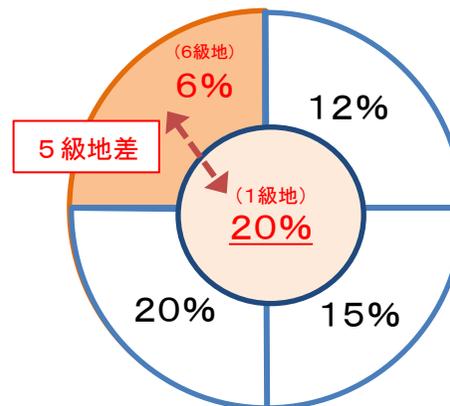
(引き上げの場合)



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒4級地差になるまで引き上げが可能
(10%(5級地)を選択可)

(引き下げの場合)



○5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒4級地差になるまで引き下げが可能
(16%(2級地)を選択可)